

盛岡市河川維持管理計画

建設部河川課

令和2年4月

目 次

1	目 的	1
(1)	適用範囲	1
(2)	河川施設の状況	3
2	区分の分類	
(1)	治水上等の影響が特に大きい区間	3
(2)	治水上等の影響が大きい区間	3
(3)	その他の区間	3
3	巡視点検の実施	3
4	巡視点検の実施内容	
(1)	河川管理施設	4
(2)	占用許可工作物	4
(3)	不法行為	4
(4)	河川管理施設等の安全点検	4
5	個別調査の実施	5
6	措置の実施	5
7	河川定点観測の実施	5
8	各様式への記録等	
(1)	区間区分の分類一覧（様式1）	5
(2)	河川巡視点検記録簿（様式2）	5
(3)	河川通報対応記録簿（様式3）	5
(4)	河川管理カルテ（様式4）	5
(5)	河川定点観測写真（様式5）	6
(6)	河川個別調査年次計画（様式6）	6
9	河川点検フロー図	6
10	様 式	
(1)	区間区分の分類一覧（様式1）	6
(2)	河川巡視点検記録簿（様式2）	6

(3) 河川通報対応記録簿（様式3）	6
(4) 河川管理カルテ（様式4）	6
(5) 河川定点観測写真（様式5）	6
(6) 河川個別調査年次計画（様式6）	6

1 目的

この計画は、盛岡市が管理する準用河川（以下「河川」という。）について、河川やその周辺の状況等に応じた巡視点検を行うとともに、定期的に状況を確認する必要がある箇所については計画的に調査を行うことにより、効率的かつ効果的な維持管理を行うことを目的とする。

(1) 適用範囲

本計画では、盛岡市が管理する準用河川19河川を対象とする。

	河川名等	区 間		指定延長 (km)
		上流端	下流端	
1	荒川	上厨川字子荒川50番1地先	諸葛川合流点(上厨川字杉原地内)	1.05
2	下太田川	下太田沢田11番1地先	雫石川合流点(下太田字新田地内)	1.70
3	白滝川	川目第15地割55番2地先	築川合流点(川目第15地割地内)	1.50
4	湯川	繫字塗沢136番1地先	雫石川合流点(繫字館市地内)	2.30
5	小諸葛川	西青山二丁目33番5地先	諸葛川合流点(下厨川字淡島地内)	3.05
6	桜川	浅岸字稲久保54番地先	中津川合流点(浅岸字大塚地内)	0.73
7	太田川	下太田下川原163番8地先	雫石川合流点(下太田下川原地内)	0.06
8	新田川(下太田)	下太田沢田58番地先	下太田川合流点(下太田新田地内)	0.24
9	大葛川	浅岸字上大葛33番1地先	中津川合流点(浅岸字綱取地内)	2.23
10	湯沢川	湯沢2地割15番4地先	湯沢10地割10番1地先	1.60
11	沼橋川	黒川22地割17番3地先	乙部5地割20番1地先	1.40
12	美濃戸川	黒川14地割64番地先	黒川9地割22番2地先	1.30
13	三沢川	湯沢3地割16番1地先	湯沢6地割33番地先	1.50
14	大沢田川	乙部13地割43番地先	沼橋川合流点(乙部5地割地内)	1.00
15	広川	羽場19地割1番地先	湯沢川合流点(湯沢17地割地内)	2.50
16	大沢田川放水路	大沢田川分派点(乙部12地割地内)	乙部川合流点(乙部13地割地内)	0.097
17	木伏川	上飯岡2地割75番2地先	羽場7地割221番1地先	3.20
18	新田川(乙部)	乙部26地割46番地先	乙部2地割77番1地先	0.62
19	大橋川	渋民字渋民80番地1	北上川合流点(渋民字泉田地内)	1.38
合 計				27.457

(2) 河川施設の状況

盛岡市が管理する準用河川は、全て掘り込み河道であるため、洪水時に破堤で被災することはないが、住宅地を流下している河川も多いことから、護岸の役割は重要視される。河川特有の被災例として、構造物の経年劣化以外に河道内の洗掘による護岸の破壊や土砂堆積による溢水等の外的要因もある。

護岸の構造は、コンクリート開渠やコンクリートブロック積みが多く、郊外部ではかごマットなどにより改修されている区間もある。未改修区間は、ほとんどが自然法面となっており、崩壊している箇所や、樹木が繁茂している箇所もある。未改修区間は8河川約7kmあり、改修事業は継続して実施している。

2 河川区間区分の分類（優先度の分類）

治水上等の重要度に応じた維持管理を行うため、河川の各区間を次の区間区分に分類し、その結果を「区間区分の分類一覧」（様式1）に取りまとめる。

(1) 治水上等の影響が特に大きい区間

次のいずれかに該当する区間を、治水上等の影響が特に大きい区間（以下「A区間」という。）とする。

ア 背後地の影響が大きい区間（背後地に住宅が隣接している区間）

イ 河川利用者が特に多い区間

(2) 治水上等の影響が大きい区間

A区間以外の区間のうち、次のいずれかに該当する区間を治水上等の影響が大きい区間（以下「B区間」という。）とする。

ア 背後地の影響がある区間（背後地に道路等があり住宅が隣接しない区間）

イ 河川利用者が多い区間

(3) その他の区間

A区間及びB区間以外の区間をその他の区間（以下「C区間」という。）とする。なお、C区間は概ね次のような区間である。

ア 背後地の影響が少ない区間（背後地が公園や畑などの区間）

イ 河川占有者等がほとんどない区間

3 巡視点検の実施

河川の状況を把握するため、次のとおり、各区間区分に応じた巡視点検を実施し、その結果「河川巡視点検記録簿」（様式2）又は「河川通報対応記録簿」（様式3）に記録するとともに、変状箇所を発見した場合は、「河川管理カルテ」（様式4）を作成する。

(1) A区間：定期点検（年1回程度の巡視点検を実施する。）

(2) B区間：特殊点検（3年に1回程度の巡視点検を実施する。）

(3) C区間：日常点検（変状の通報等に基づき、必要に応じて巡視点検を実施する。）

4 巡視点検の実施内容

巡視点検の実施内容は次のとおりとする。

(1) 河川管理施設

ア 河道

- (ア) 局所洗掘堰や床止下流の深掘等、洪水時に河川管理施設の損壊等につながる前兆がないか確認する。
- (イ) 土砂堆積、河道内樹木中州の異常堆積、河口閉塞、高木の繁茂等、洪水時に氾濫破堤等につながる前兆がないか確認する。

イ 堤防、護岸等

- (ア) 堤防（堤体、法面、天端、堤脚部、坂路等）

堤体そのものの沈下、はらみ、陥没等、法面の崩れ・亀裂・すべり等、天端の亀裂、わだち掘れ、異物の存在等、堤脚部のすべり、漏水、坂路の変状等、洪水時に破堤等につながる前兆がないか確認する。

- (イ) 護岸（高水護岸、低水護岸等）

基礎部の深掘、護岸のクラック等、洪水時に護岸崩壊等につながる前兆がないか確認する。

- (ウ) 魚道

土砂埋塞や、みお筋川の変化に伴う魚道内等の水量不足等、又は、クラック等魚道の損壊につながる前兆がないか確認する。

ウ 樋門・樋管・水門等

クラック、腐食、摩耗、扉体損傷等の機能損傷につながる前兆がないか確認する。なお、水防時等の操作に支障が生じることがないように、必要に応じて操作責任者や関係者とともに操作のルールについて確認する。

※みお筋：横断的に見たときに、最も深い部分（主に水が流れているところ）

エ 親水施設等

- (ア) 親水施設

親水護岸、遊歩道、坂路、手すり、落下防止柵等の河川利用施設（占用物件を除く。）について、老朽化の状況や損傷等がないか確認するとともに、除草や清掃の状況についても確認する。

- (イ) 樹竹木等

河川区域内の竹木等について、落木や倒木によって河川利用者や近隣家屋等に被害が生じないように、通報等に基づき枯渇・腐食や異常な傾きがないか確認する。

(2) 占用許可工作物

占用許可工作物（井堰、橋梁等）の完成届、継続許可申請、廃止届等には写真を添付させることにより占用許可工作物の状況を確認し、場合によっては現地でクラック、躯体損傷、変状等の損傷・前兆がないかを確認する。

(3) 不法行為

洪水による災害の発生の原因となり、また、河川の適正な利用を阻害する不法行為（不法占有、不法耕作、不法盛土・掘削、廃棄物投棄等）を把握する。

(4) 河川管理施設等の安全点検

河川管理施設等の安全点検については、定期的（年1回）に実施する。

5 個別調査の実施

巡視点検を実施した結果、「河川管理カルテ」（様式4）を作成した箇所については、引き続き状況を把握するため、「河川管理カルテ」記載の点検周期に基づき、定期的に個別調査を実施し、その結果を「河川管理カルテ」に記録するとともに、維持修繕工事等の必要な措置の実施を検討する。

6 措置の実施

個別調査を実施した結果、必要と判断した場合には次の措置を実施し、その結果を「河川管理カルテ」（様式4）に記録する。

- (1) 維持修繕工事等（サイクル型維持管理）※¹
- (2) 堆積土砂の撤去
- (3) 老朽化した河川管理施設の更新等
- (4) 河川愛護活動、アドプト等による除草や清掃等の実施
- (5) 占用許可工作物管理者に対する指導監督等
- (6) 不法行為者に対する指導等

7 河川定点観測の実施

河川状況を把握するため、巡視点検及び個別調査の実施等の際に、必要に応じて橋梁などの定点観測箇所から上下流方向に写真撮影し、「河川定点観測写真」（様式5）に保存する。

8 各様式への記録等

(1) 区間区分の分類一覧（様式1）

治水上等の重要度に応じた維持管理を行うため、河川の各区間を区間区分に分類し、その結果を「区間区分の分類一覧」（様式1）に取りまとめる。

(2) 河川巡視点検記録簿（様式2）

河川の状況を把握するため、次のとおり、各区間区分に応じた巡視点検を実施し、図面、写真等の関係資料とともに、その結果を「河川巡視点検記録簿」（様式2）に記録する。

(3) 河川通報対応記録簿（様式3）

河川の異常等について通報があった場合は、速やかに巡視点検を実施し、図面、写真等の関係資料とともに、その結果を「河川通報対応記録簿」（様式3）に記録する。

(4) 河川管理カルテ（様式4）

巡視点検を実施した結果、変状箇所を発見した場合、「河川管理カルテ」（様式4）を作成し、図面、写真等の関係資料とともに、その後の個別調査や維持修繕工事等の措置の結果を記

録する。

なお、変状の状況が軽微なものについては、河川巡視点検記録簿（様式2）又は河川通報対応記録簿（様式3）に個別調査や維持修繕工事等の措置の結果を記録することにより、「河川管理カルテ」の作成を省略できる。

(5) 河川定点観測写真（様式5）

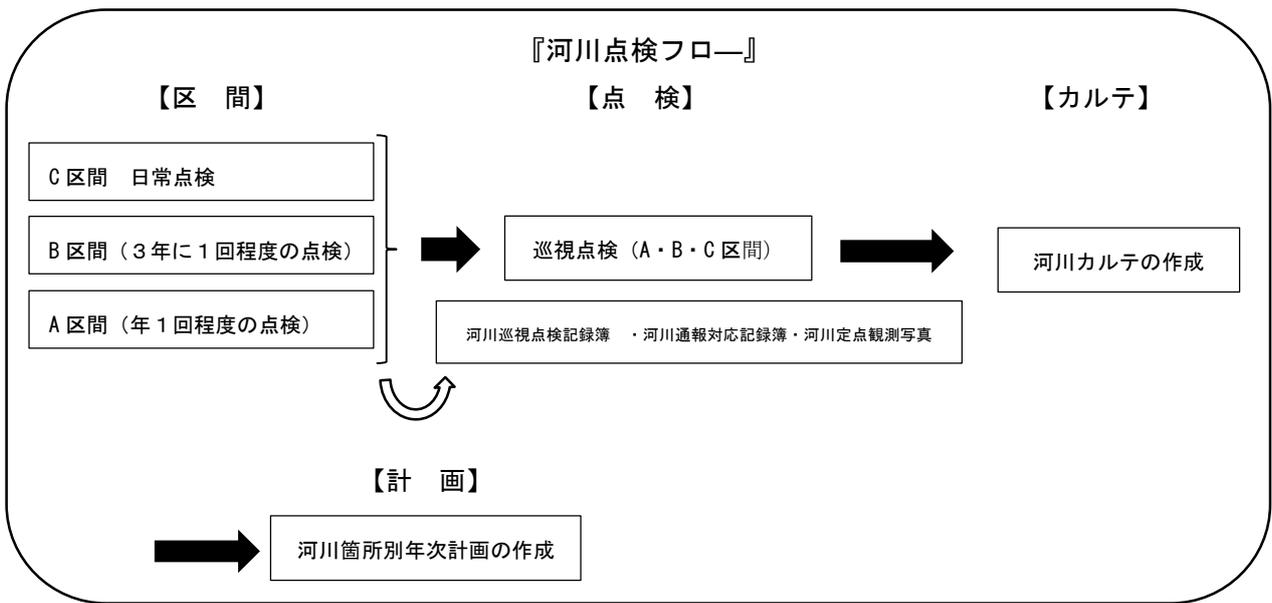
河川状況を把握し、災害査定等に円滑に対応するため、巡視点検及び個別調査の実施等の際に、必要に応じて橋梁などの定点箇所を設定、観測箇所から災害査定等に円滑に対応できるよう上下流方向に写真撮影し、「河川定点観測写真」（様式5）に保存する。

(6) 河川個別調査年次計画及び実施計画（様式6）

「河川管理カルテ」（様式4）を作成した箇所については、「河川管理カルテ」記載の点検周期を取りまとめた「河川個別調査年次計画」（様式6）をサイクル型維持管理※1を目指した計画の作成を行なう。

※1：サイクル型維持管理（PDCA「Plan-Do-Check-Action」サイクル）
サイクル型維持管理とは、点検・巡視による状態把握、状態の分析・評価、分析・評価結果に基づく適切な維持管理及び維持管理計画への反映が重要であり、この分析・評価にあたっては、単に実施したかどうかのチェックではなく、課題を早期に把握し、改善策を検討する動機付けを与えることが重要と考え、毎年実施する分析・評価を位置付けるとともに、この毎年の分析・評価結果を蓄積し5年を目安に実施する分析・評価に大別しながら実施計画に反映させていくこと。

9 河川点検フロー図



10 様 式 （別紙）

- (1) 区間区分の分類一覧（様式1）
- (2) 河川巡視点検記録簿（様式2）
- (3) 河川通報対応記録簿（様式3）
- (4) 河川管理カルテ（様式4）
- (5) 河川定点観測写真（様式5）
- (6) 河川個別調査年次計画（様式6）